

富山県庁情報通信網(府内 LAN)クラウド型テレワークサービス導入及びサービス提供
業務委託契約書(案)

富山県(以下「甲」という。)と株式会社〇〇(以下「乙」という。)とは、富山県庁情報通信網(府内 LAN)クラウド型テレワークサービス導入及びサービス提供業務委託の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 委託業務の名称

富山県庁情報通信網(府内 LAN)クラウド型テレワークサービス導入及びサービス提供業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(成果物の納入)

第2条 乙は、甲に対し、別紙「業務委託仕様書」のとおり成果物を納入する。

(委託期間)

第3条 乙は、委託業務を令和8年〇月〇日から令和14年1月31日まで行わなければならぬ。

(委託料)

第4条 甲は、乙に対し委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)として、金〇〇円(うち消費税及び地方消費税額金〇〇円)を支払うものとする。

2 前項の費用の内訳は、次のとおりとする。

(1) 初期導入費用(導入作業終了後一括で支払うもの)

金〇〇円(うち消費税及び地方消費税額金〇〇円)

(2) サービス利用料金(サービス利用期間中月次で支払うもの)

金〇〇円(うち消費税及び地方消費税額金〇〇円)

(月額 金〇〇円(うち消費税及び地方消費税額金〇〇円))

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(業務実施の方法)

第6条 乙は、委託業務を別紙「業務委託仕様書」に基づいて実施しなければならない。

(業務実施の場所)

第7条 乙は、委託業務を主として甲又は乙の事業所内において実施するものとする。ただし、甲又は乙の事業所以外の場所で作業を行う必要があるときは、別途甲乙協議のうえ、

作業場所を決定する。

- 2 乙は、乙の事業所内で委託業務を実施する場合においては、その実施に必要な作業場所、コンピュータ機器その他作業に要する物品等を自己の責任において確保し、情報セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

(施設等の使用)

第8条 乙が甲の事業所内で委託業務を実施する場合において、甲は、必要があると認めるときは、使用条件を明示し、甲の施設、設備、備品、諸機器、消耗品等を乙に使用させ、又は提供することができるものとする。

(善良なる管理者の注意義務)

第9条 乙は、前条の規定により甲の施設、設備、備品、諸機器、消耗品等を使用する場合においては、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(休日等における業務実施)

第10条 乙が甲の事業所内において、甲の職員の勤務時間以外の時間又は休日に委託業務を実施する必要がある場合には、甲に申し出てその承認を受けるものとする。

(貸与資料等の提供等)

第11条 乙は、甲から委託業務を行うために必要な情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。)の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定により貸与を受けた貸与資料等を甲の指定を受けた場所以外の場所に持ち出してはならない。

3 前項の規定は、第17条第1項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による再委託(第三者に委託業務の実施を委託し、又は請け負わせることをいう。以下この項及び第17条において同じ。)又は再々委託(再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。以下この項及び第17条において同じ。)の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方(以下「再委託等の相手方」という。)に準用する。

(貸与資料等の返還等)

第12条 乙は、この契約の終了後又は解除後において、貸与資料等(複製したものも含む。以下この条において同じ。)を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、乙は、甲の承認を受けたときは、貸与資料等を破棄することができる。

2 甲は、前項の規定により貸与資料等の返還を受けたときは、乙に対し、返還を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約の終了前又は解除前において、乙が業務を行う上で不要となった貸与資料等について準用する。

4 前3項の規定は、再委託等の相手方に準用する。

(指揮命令)

第13条 委託業務の実施に係る乙(再委託等の相手方を含む。次条及び第20条において同じ。)の業務従事者に対する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。

(業務従事者の選任等)

第14条 乙は、業務従事者の選任に当たっては、十分な知識、技能及び経験を有し、かつ、委託業務を適切に実施することができると認められる技術者を選任するものとする。

2 乙は、前項の業務従事者のうちから、委託業務に従事する責任者としてその実施に関する連絡及び確認を行う主任担当者をあらかじめ選任するものとする。

3 乙は、前項の主任担当者を選任し、又は変更するときは、書面をもって甲に通知し、その承認を受けるものとする。

4 乙は、委託業務の実施に関する連絡及び確認を、原則として、主任担当者を通じて行うものとする。

5 乙は、第2項の主任担当者のほか、委託業務の業務従事者を記載した一覧表を作成して甲に提出するものとする。

(作業管理)

第15条 乙は、この契約締結後速やかに、委託業務の実施に係る工程表を作成して甲に提出し、その承認を受けるものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第16条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第17条 乙は、委託業務の実施を自ら行うものとし、再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定による再委託の承認を受けたときは、当該再委託の相手方に對し、次条及び第19条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 前2項の規定は、再々委託が行われる場合に準用する。

4 再委託等の相手方の行為は、乙の行為とみなす。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の実施上知り得た甲の秘密(委託業務を実施するうえで甲を通じて知り得た第三者の秘密を含む。)を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、第14条第1項の業務従事者と、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結する等必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項の規定は、この契約の終了後又は解除後においても、なおその効力を有する。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による委託業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(報告の徵収等)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(作業報告書の提出及び検査)

第21条 乙は、委託業務に係る作業が終了したときは、その都度遅滞なく作業の成果を記載した報告書1部を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、速やかにその内容を検査するものとする。

(実績報告書の提出)

第22条 乙は、委託業務が完了したとき(委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。)は、遅滞なく委託業務の成果を記載した実績報告書1部を甲に提出しなければならない。

(実績報告書等の検査及び引渡し)

第23条 甲は、前条の実績報告書及び第2条の成果物を受理したときは、速やかに当該委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 第1項の検査及び前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

4 成果物の引渡しは、第1項(第2項において準用する場合を含む。)の検査に合格したときをもって、完了したものとする。

(検査の完了)

第24条 甲は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の検査の結果その内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、乙に対し、その旨を通知するものとする。

(委託料の支払)

第25条 乙は、前条の通知を受理したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(知的財産権)

第26条 委託業務に関する発明、考案等から生じた特許権、実用新案権(以下「特許権等」という。)については、その発明、考案等を甲が単独で行った場合は甲に、乙が単独で行った場合は乙に、甲乙共同で行った場合は甲乙の双方に帰属する。

2 乙が従前から保有する特許権等を委託業務に適用した場合及び前項の規定により乙に帰属する特許権等が生じ、これが委託業務に適用される場合は、乙は、甲に対し、当該特

許権等について、甲が自ら成果物を使用するために必要な範囲で、通常実施権を許諾するものとする。

- 3 成果物に関する所有権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、前条の規定により甲から乙に委託料が支払われたときに乙から甲に移転する。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果物に関する著作権のうち、乙が従前から保有していた著作権については、乙に留保されるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、成果物について、甲が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を許諾するものとする。
- 5 乙は、甲に対して成果物に関する著作者人格権の行使をしないものとする。
- 6 成果物に含まれるデータに関する著作権の中に、乙に留保された著作権が含まれる場合であっても、甲乙が別途合意する場合を除き、乙は、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で成果物に含まれるデータの利用を許諾するものとする。また、成果物に含まれるデータに第三者の著作物が含まれる場合、その著作権は第三者に留保されるが、甲乙が別途合意する場合を除き、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用を許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。併せて成果物納品の際には、乙は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、甲及び第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

(成果物等の発表又は公開)

第27条 乙は、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合でなければ、委託業務の成果物及びこれに関連する技術成果を発表し、又は公開してはならない。

(委託業務の内容の変更)

第28条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託業務の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第29条 乙の責めに帰する事由により、乙が委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、遅滞日数に応じ委託料に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(契約の解除等)

第30条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、この契約の全部若しくは一部を解除し、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は支払った委託料の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。
- (3) 委託業務を継続する意思がないものと甲が認めたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても甲はその損害を賠償しないものとする。

第31条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- (3) 乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金及び損害賠償)

第32条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲に契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない

事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第30条第1項、前条及び第37条第2項の規定による場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 乙は、第1項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

第33条 乙は、この契約に関して、第31条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第31条第1号又は第2号に該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するときその他甲が特に認めるとき。

(2) 第31条第3号に該当し、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務完了後においても適用する。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合には、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(危険負担)

第34条 引渡し完了前に成果物に滅失又はき損による損害が生じた場合は、甲の責めに帰すべき場合を除き、その損害は乙の負担とする。

2 引渡し完了後に成果物に滅失又はき損による損害が生じた場合は、乙の責めに帰すべき場合を除き、その損害は甲の負担とする。

(第三者の権利侵害)

第35条 甲に納入された成果物の全部又は一部につき、甲が当該成果物を自ら使用するに当たり、第三者から著作権、特許権その他の権利を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下「訴え等」という。)がなされたときは、乙の責任において当該第三者との訴え等を解決するものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第36条 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために

生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第37条 甲は、引渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は引渡しの日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(協議)

第38条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の処理)

第39条 前条の協議によても、なおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合には、富山地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約書を電磁的記録で作成した場合にあっては、この契約書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 新田 八朗

乙 富山市
株式会社〇〇〇
〇〇